

安曇野市告示第 584 号

安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 12 月 27 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、安曇野市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年安曇野市条例第 22 号。以下「条例」という。）第 11 条及び第 12 条の規定に基づき、犯罪被害者等の日常生活の支援及び居住の安定を図るため、日常生活に係る助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。第 6 号において同じ。）による被害をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

(5) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の二親等以内の親族（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）

(6) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が 1 月以上で、かつ、3 日以上労務に服することができない程度であること。）と医師に診断されたものをいう。

(7) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者の二親等以内の親族

(8) 市民 条例第2条第4号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき安曇野市住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず安曇野市住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

(9) 二次被害 条例第2条第8号に規定する二次被害をいう。

(10) 再被害 条例第2条第9号に規定する再被害をいう。

(助成金の種類等)

第3条 助成金の種類、助成対象費用、上限額等及び助成対象者は、別表に定めるとおりとする。

2 生活サポート費用の助成に関し、他の制度（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における居宅介護又は介護保険法（平成9年法律第123号）における訪問介護等）を利用した場合の自己負担分の費用については、助成しない。

(助成金の交付制限)

第4条 助成金の交付を受けることができる者は、助成金の種類ごとに一の犯罪被害につき、それぞれ当該助成金の助成対象者のうち1人に限るものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金を交付しないものとする。

(1) 他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがあるとき。ただし、長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。

(2) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金の支給を受ける立場にある場合又は18歳未満であった者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ その他市長が当該親族関係が破綻していると認める場合

(3) 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係

者であったとき。

(5) その他支援金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(助成金の交付の申請)

第5条 申請者は、安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に犯罪被害申告書（様式第2号）及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(1) 犯罪被害者が死亡し、その遺族である市民が交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類の写し

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の証明書

ウ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票の写し又は安曇野市に居所を有していることを証する書類の写し

エ 領収書、契約書その他の支払費用を証する書類

オ 婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、パートナーシップ届出受領証等）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 犯罪被害者又はその家族である市民が交付を受けようとする場合 次に掲げる書類

ア 犯罪被害の発生日、被害の状態、療養日数等を証する医師の診断書その他の書類

イ 前号イからカまでに掲げる書類

2 申請者は、生活サポート費用の助成、配食サービス費用の助成、一時保育費用の助成又は転居費用の助成の申請をする場合は、犯罪被害者と同居している家族又は同居していた遺族全員の住民票の写しその他の犯罪被害者と同居し、又は同居していた者を証する書類を添えて申請しなければならない。

3 申請者は、交通事故による被害により申請する場合は、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写しを提出しなければならない。

4 申請者は、転居費用の助成の申請をする場合において、放火（刑法第108条、第111条第1項又は第117条第1項に規定する犯罪をいう。）の被害により住居が滅失し、又は著しく損壊したときは、罹災証明書の写しを提出しなければならない。

(代理申請)

第6条 前条の申請において、申請者が精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者のほか、申請することが困難であると市長が認める場合は、当該申請者

に代わり、次に掲げる者が代理人として前条の規定による申請をすることができる。

- (1) 犯罪被害が発生した日において申請者の属する世帯構成員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 前項に規定する代理人による申請を行うときは、代理人は、委任状その他の当該申請の手續に係る代理権を証する書類を提出する。この場合において、代理人は公的身分証明書の写し等を提出すること等により、当該代理人本人であることを証しなければならない。

（申請期限）

第7条 第5条の規定による申請は、犯罪被害が発生した日から1年以内（重傷病である場合は、医師の診断により重傷病であると診断された日から1年以内）とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等費用の助成に係る申請は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 再転居費用の助成の申請は、転居費用の助成に係る転居日から起算して1年以内とする。

4 前3項の規定にかかわらず、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付決定通知書（様式第3号）又は安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者について、当該犯罪被害者又は申請を行った者の同意を得て、警察その他関係機関に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者とその遺族又は家族との続柄、居住の実態等、当該申請に係る状況について調査することができる。

3 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定後においても適用があるものとする。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第 10 条 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の交付を受けた者は、市長が定める日までに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 5 年 12 月 27 日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

別表（第3条関係）

種類	助成対象費用	上限額等	助成対象者
生活サポート費用の助成	<p>日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者等が、次に掲げる援助（家事、育児及び介護等支援として援助を提供する事業者により実施されたものに限る。）を利用した場合に要した実費の合計額</p> <p>(1) 家事援助 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助</p> <p>(2) 育児援助 保育園、幼稚園等への送迎、保育その他必要と認められる育児援助</p> <p>(3) 介護援助 介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助その他必要と認められる介護援助</p>	<p>助成の額は1時間当たり 4,000円を上限とし、一の犯罪被害について合計72時間までとする。(30分当たり 2,000円を上限とし、30分未満は切り捨てとする。)</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 犯罪被害者と同居していた遺族である市民(当該犯罪行為が行われた時点及び当該助成金の申請時に市民であるものに限る。以下この表において同じ。)</p> <p>(2) 犯罪被害者(重傷病に限る。)である市民</p> <p>(3) 犯罪被害者(重傷病に限る。)である市民の同居の家族である市民</p>
配食サービス費用の助成	<p>犯罪被害を受けたことにより外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等が、配食サービス(配食サービス又はフードデリバリーサービスを提供する事業者により当該犯罪被害者等の居宅等への配達として実施されるものに限る。)を利用した場合に要した実費額</p>	<p>助成の額は1日当たり 1,000円に助成対象となる犯罪被害者等の数を乗じて得た額を上限とし、一の犯罪被害について30日までとする。</p>	
一時保育費用の助成	<p>犯罪被害を受けたことにより、監護する就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等が、当該子のために一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条</p>	<p>助成の額は当該子1人につき1回3,000円を上限とし、助成の回数は一の犯罪被</p>	

	<p>の 12 第 1 項に規定された届出を行っている保育施設又は事業者により実施されたものに限る。) を利用した場合に要した実費額</p>	<p>害について当該子 1 人当たり 10 回までとする。</p>	
<p>転居費用の助成</p>	<p>犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等(当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれがある者、二次被害若しくは再被害を受けるおそれがある者又は従前の住居が犯罪行為により滅失し、若しくは著しく損壊した者に限る。) が、転居した場合における次に掲げる費用について要した合計額 (引越事業者、不動産事業者又は貸主等に支払うものに限る。)</p> <p>(1) 引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用</p> <p>(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、火災保険料等の費用</p> <p>(3) その他市長が転居のために必要と認める費用</p>	<p>助成の額は 1 回 20 万円を上限とし、助成の回数は一の犯罪被害について 1 回に限るものとする。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 犯罪被害者と同居していた遺族である市民</p> <p>(2) 犯罪被害者(重傷病又は放火被害に限る。) である市民</p> <p>(3) 犯罪被害者(重傷病に限る。) である市民の家族である市民</p>
<p>再転居費用の助成</p>	<p>転居費用の助成を受けた犯罪被害者等が、転居先から安曇野市内へ転居 (以下「再転居」という。) した場合における次に掲げる費用に要した合計額 (引越事業者、不動産事業者又は貸主等に支払うものに限る。)</p> <p>(1) 引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用</p>		<p>転居費用の助成を受けた犯罪被害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 緊急に転居する必要があったため、一時的に転居したのち、困難が一定程度解消される等によって従来を生</p>

	<p>(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、火災保険料等の費用</p> <p>(3) その他市長が転居のために必要と認める費用</p>		<p>活への復帰を図るべく転居する者</p> <p>(2) 転居先で二次被害又は再被害を受けたため、引き続き転居先に居住することができなくなった者</p> <p>(3) その他市長が必要と認める者</p>
カウンセリング等費用の助成	<p>犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受けた場合に要した実費額</p>	<p>助成の額は1人当たり1回5,000円を上限とし、一の犯罪被害について1人当たり10回までとする。</p>	<p>犯罪被害者(重傷病に限る。)及びその家族又は犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族であって、申請時において市民である者、その他市長が必要と認める者</p>
弁護士相談費用の助成	<p>犯罪被害者等が犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士に相談した場合に要した実費額</p>	<p>助成の額は1回当たり5,000円を上限とし、一の犯罪被害について3回までとする。</p>	
報道対応支援費用の助成	<p>犯罪被害者等が犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等について、次の各号に掲げる行為のいずれかを弁護士に委託した場合に要した費用の合計額</p> <p>(1) 報道機関(報道を業とする個人を含む。次号において同じ。)による取材への対応</p> <p>(2) 報道機関に対する犯罪被害者等の意向又は要望の通知、申入れ等</p> <p>(3) 二次被害の要因となるイン</p>	<p>助成の額は1回23万円を上限とし、助成の回数は一の犯罪被害について1回に限るものとする。</p>	

	<p>ターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼</p> <p>(4) その他二次被害の軽減又は防止に資すると市長が認める行為</p>		
--	--	--	--

安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者兼請求者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____ (印)

電話 _____

被害者との続柄 _____

1 次のとおり、安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金の交付を申請し、請求します。

被害者	住所		<input type="checkbox"/> 同上
	氏名		<input type="checkbox"/> 同上
申請・請求内容	種類	<input type="checkbox"/> 生活サポート費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 配食サービス費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 一時保育費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 転居費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 再転居費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> カウンセリング等費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 弁護士相談費用 _____ 円 <input type="checkbox"/> 報道対応支援費用 _____ 円	
	金額	合計金額 _____ 円	
	履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合 (_____)	

2 各種要件等

対象要件	私は、以下の事項に該当します。（※ 該当項目にチェックしてください。） <input type="checkbox"/> 安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第2条第1号に定める犯罪行為により被害を受けた。 <input type="checkbox"/> 犯罪による被害を受けた事実について、警察に被害届等を提出している。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害が発生した日から本申請書兼請求書の提出まで1年を経過していない。（重傷病である場合は医師の診断があった日から、カウンセリング等費用の場合は他の地方公共団体等が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内）
------	--

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫・組合	本店 支店
口座番号		口座種別
(フリガナ)		
口座名義		

4 除外事由

除外事由	<p>1 他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがある。 ※長野県犯罪被害者等見舞金の給付は除く。</p> <p>2 犯罪被害者又は申請者と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。 ※親族関係ではあるが、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある、犯罪被害者が18歳未満又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた、犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する保護命令が発せられている等の場合を除く。</p> <p>3 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。</p> <p>4 犯罪被害者又は申請者が、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係者である。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 私は、上記除外事由のいずれにも該当しません。</p>
------	--

5 申請事項に係る同意等

- (1) 安曇野市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団員等でないことを、市が警察当局へ照会すること。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したと市長が認めた場合には、助成金を市に返還すること。
- (3) 上記除外事由のいずれかの事項に該当するに至ったときは、速やかに届け出ること。
- (4) 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。

私は上記内容に同意します。

申請者

(署名)

6 代理申請（代理申請を行わない場合は不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

添付書類（次のうち、必要なもの）

	添付	書類
共通	<input type="checkbox"/>	犯罪被害申告書（様式第2号）
	<input type="checkbox"/>	支払費用を証する領収証、契約書その他の支払費用の内容を証する書類
	<input type="checkbox"/>	犯罪行為が行われた時における申請者の住民票又は本市に住所を有していることを証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が負った被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することができる書類の写し
	<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書
該当する場合	<input type="checkbox"/>	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者と同居している（していた）家族又は遺族全員の住民票の写しその他の同居している（していた）者を証する書類
	<input type="checkbox"/>	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	<input type="checkbox"/>	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失又は著しく損壊したときは、罹災証明書
	<input type="checkbox"/>	代理人による代理申請を行う場合、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）
	<input type="checkbox"/>	その他、市長が必要と認める書類（ ）

様式第2号（第5条関係）

犯罪被害申告書

犯罪被害の概要

被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日		
被害者の 被害時の住所	〒 -		
被害年月日	年 月 日		
被害場所			
罪 種	判明していない場合は、記載不要		
被害の状況 (警察に届け出た内容等)			
被害届等の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出警察署 (捜査担当警察署等)	都道府県		警察署

私は、上記の申告内容について、安曇野市が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報、警察等関係機関から安曇野市へ提供することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）^{ふりがな}氏名 _____（署名）

住所 _____

電話番号 _____

被害者との続柄 _____

様

安曇野市長



安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金について、下記のとおり交付することが決定しましたので通知します。

記

1 交付金額

生活サポート費用	円
配食サービス費用	円
一時保育費用	円
転居費用	円
再転居費用	円
カウンセリング等費用	円
弁護士相談費用	円
報道対応支援費用	円
合計	円

2 支給予定日 年 月 日

3 留意事項 交付を決定した助成金は、申請のあった口座へ振り込みます。

4 交付決定の取消し及び返還

安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

安曇野市長



安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、安曇野市犯罪被害者等日常生活支援助成金について、下記の理由により、交付しないことに決定しましたので通知します。

記

交付しない理由：